

令和元年度 施策評価シート

基本目標	Ⅳ	安心して暮らせる「すみだ」をつくる
政策	410	災害や犯罪から身を守る、安全・安心なまちとしくみをつくる
施策	411	災害に強い安全なまちづくりを進める
施策の目標	建築物の不燃化や耐震化をはじめとして、木造密集市街地の改善が進み、地震、火災や水害などの災害に強く安全なまちが形成されており、区民が安心して暮らしています。	

1 基本計画における成果指標の状況

指 標 名	建築物の不燃化率									
	基準年 (H28)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
目標					62.0					64.0
実績										
指 標 名	住宅の耐震化率									
	基準年 (H28)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
目標					95.0					98.0
実績										

2 目標と現状(実績)についての分析及び総事業費推移

指標の推移・施策の課題や問題点について記述	総事業費推移（千円）	
空き家対策事業により、管理不全な老朽危険家屋が除却され、老朽危険家屋の解決件数が着実に増加している。今後は、空き家の発生を予防する対策に力を入れていく必要がある。	H28	15,772
	H29	9,614
	H30	1,712

3 施策の評価及び判断理由

評価	理由
B	指標の数値からも明らかなように、年度目標値を確実にクリアしながら、老朽危険家屋の解決が着実に図られている。

4 今後の施策の運営方針

評価結果	施策の戦略的方向性
○	(1) 優先的に資源投入を図る。
	(2) 現状維持とする。
	(3) 現状維持だが、より効率的な運営を図る。
	(4) 資源投入の縮小を図る。
【上記の判断理由】	
少子高齢化の進展等により、更なる空き家対策が必要となることから、既存事業については、より効率的に実施していく必要がある。	
【今後の具体的な方針】	
平成29年度に策定した「墨田区空家等対策計画」に基づき、既存の老朽建物対策とともに、空き家の発生を抑制するための予防対策を一層推進していく。	

5 この施策に係る事務事業（重要度・貢献度順）

番号	事務事業名	歳 出 決算額 (千円)	人コスト (千円)	歳 出 総 額 (千円)	施策への関連性	目的に対する指標	直近の評価内容
						年度目標値	評価結果
						年度実績値	評価対象年度
1	空き家対策事業	1,712	39,374	41,086	老朽建物のうち適正な管理が行われずに倒壊のおそれや火災等の危険がある建物の所有者等に対し、建物の危険排除や適正管理を行うよう促すことにより、災害に強い安全なまちづくりを進める。	290	改善・見直し
						316	平成30年度
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							

施 策	411	災害に強い安全なまちづくりを進める				部内優先順位
事 業 名	空き家対策事業					1
目 的	「空家対策の推進に関する特別措置法」及び「墨田区老朽建物等の適正管理に関する条例」に基づき、倒壊・犯罪・火災等の恐れのある老朽建物(空き家を含む)所有者等に対し、必要な措置を講じるよう促し、また、これを行わない者に対しては、法令に基づく助言・指導等を行う。					主管課・係(担当)
						安全支援課空き家対策係
						03-5608-6520
対 象 者	老朽建物(空き家含む)所有者等					
根拠法令 関連計画	空家等対策の推進に関する特別措置法、墨田区老朽建物等の適正管理に関する条例、墨田区空家等対策計画					
実施基準	法令基準	実施方法	直営	人員体制・委託先	常勤2、非常勤2	
事業内容	◎区民の安全・安心を確保するため、周囲に悪影響を及ぼす危険な老朽家屋(空き家を含む)を減らし、良質な空き家 が有効な資源として、地域の活性化に資する都市を目指し、空き家になってからだけではなく、居住又は使用中のものも 含め、それぞれの段階に応じた施策を「墨田区空家等対策計画」に基づき実施する。 ●すでに危険な状態となっている老朽建物(空き家を含む)に対しては、「空家対策の推進に関する特別措置法」及び 「墨田区老朽建物等の適正管理に関する条例」に基づき、所有者等に対し、必要な措置を講じるよう促し、また、これ を行わない者に対しては、法令に基づく助言・指導等を行う。 ●空き家予備軍の所有者等に対しては、情報発信による所有者等への意識涵養やセミナー等の開催等、空き家発生又 は危険化の予防的な施策を行う。					
経 過	開始年度	平成17年度		終了予定		
	平成17年度～ 25年度 26年度～ 27年度 29年度	区民等からの通報件数の増加に伴い、安全支援課安全支援係の事業の一つとして 「老朽危険家屋対策」について事業開始 墨田区老朽建物等の適正管理に関する条例制定 安全支援課内に「空き家対策係」設置。以降は独立した係として、老朽建物(空き家 を含む)対策事業を行う。 空家等対策の推進に関する特別措置法全面施行 墨田区空家等対策計画制定				
議会質問 の 状 況						
そ の 他 特記事項	(他区の状況・年間スケジュール・関連部署等) 平成27年度 東京都空き家対策連絡会(平成29年度からは「東京都空き家対策連絡協議会」に名称変更)設立 平成29年度 全国空き家対策推進協議会設立					

予算・決算額推移(千円)		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
予算現額(事業費)		5,719	2,825	17,956	10,430	6,848	9,540
決算額(令和元年度は見込み)		2,644	1,286	15,772	9,620	1,712	9,540
財 源	国	0	0	4,823	1,062	0	2,745
	都	0	0	4,181	500	106	1,625
	その他						
一般財源		2,644	1,286	6,768	8,058	1,606	5,170
執行率(%)		46.2%	45.5%	87.8%	92.2%	25.0%	100.0%

予算・決算の内訳(単位:千円)								
平成29年度(決算)			平成30年度(決算)			令和元年度(予算)		
節	概要	金額	節	概要	金額	節	概要	金額
報酬	審議会委員報酬	302	報酬	審議会委員報酬	172	報酬	審議会委員報酬	302
需用費	住宅地図・事務用品等	174	需用費	住宅地図・事務用品等	187	需用費	住宅地図・事務用品等	200
役務費	郵送料	69	役務費	郵送料	89	役務費	郵送料	95
委託料	老朽建物調査補助委託	2,311	委託料	老朽建物調査補助委託	1,252	委託料	老朽建物調査補助委託	1,910
負担金補助及び交付金	老朽建物撤去助成金	5,927	負担金補助及び交付金	老朽建物撤去助成金	0	負担金補助及び交付金	老朽建物撤去助成金	6,500

事業の 成 果	手 段 に 対 する 指 標 (活 動 指 標)	指 標	老朽危険家屋除却費等助成制度実績数				単 位	件
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1
		15	7	目標	11	8	10	7
				実績	5	9	0	
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	12	12	12	15	15	15
		実績						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	管理不全のため危険な状態にある老朽家屋に関して、所有者による除却を促すことにより、倒壊等の事故を未然に防止することが肝要であるため。							
	目 的 に 対 する 指 標 (成 果 指 標)	指 標	通報のあった老朽危険家屋の解決件数(累計)				単 位	件
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1
		430	7	目標	250	270	290	310
				実績	254	282	316	
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	330	350	370	390	410	430
		実績						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	適正な管理が行われずに倒壊の恐れや火災等の危険がある建物を解決していくことで、区民の安全・安心な暮らしを確保し、災害に強い安全なまちづくりを進めていく。							

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
改善・見直しのうえ継続	本区が、これまで行ってきた老朽危険家屋（空き家を含む）対策は、既に危険が顕在化している物件への対処療法が中心であり、一定の成果を挙げてきたところであるが、今後、より効果的に事業を進めていくためには、これに加え、空き家発生又は危険化の予防的な施策を行っていく必要がある。 また、今後空き家がさらに増加していくことが見込まれることから、事業としての必要性についてもよりいっそう増している。

課題・問題点
本区だけでなく、国や都も含めて、空き家への取り組みは歴史が浅く、毎年のように新制度の創設や既存制度の拡充等が行われている。事業を効果的に執行していくためには、これらに関する情報収集に努め、活用していくことが肝要である。

補助金名称	老朽危険家屋除却費等助成制度			主管課・係（担当）	
根拠法令	老朽危険家屋除却費等助成制度要綱			安全支援課空き家対策係	
補助概要	老朽化によって危険な状態にある家屋の除却に要する費用に関し、金銭的な補助を行うことにより、所有者による自主的な対応を促す			03-5608-6520	
目的	管理不全のため危険な状態にある老朽家屋等について、所有者等による対応を促し、除却の促進、跡地の有効活用等を行うことにより、倒壊等の事故、犯罪及び火災を防止し、もって区民の安全で安心な暮らしを確保することを目的とする。				
対象	老朽危険家屋等（空き家を含む）の所有者等				
基準	区独自基準				
補助条件	①土地無償貸与を前提とした除却費の助成 管理不全のため危険な状態になっている建築物について、除却後の跡地を区へ一定期間（原則１０年間）無償貸与することを条件に、当該除却費用を助成する。貸与された跡地は、区が公共的な目的で利用する。 助成率1/1（上限：200万円） ②不良住宅を対象とした除却費の助成 不良住宅（住宅地区改良法施行規則第１条に規定する不良度が１００点以上）を除却する場合に、除却費用を助成する。 助成率1/2（上限：無接道敷地に存する不良住宅100万円、それ以外の不良住宅50万円）				
経過	開始年度	平成２８年度	終了予定		
	平成２８年度 令和元年度	墨田区老朽危険家屋除却費等助成制度要綱制定。事業開始 同要綱一部改正（無接道敷地に存する不良住宅に関する項目追加）			
議会質問 の状況					
その他 特記事項	（他区の状況・年間スケジュール・関連部署等）				

予算・決算額推移（千円）		２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度	令和元年度
予算額（事業費）				7,000	7,000	6,500	6,500
決算額（令和元年度は見込み）				3,137	5,927	0	6,500
財源	国			1,411	2,260	0	2,745
	都			313	500	0	1,987
	その他						
一般財源		0	0	1,413	3,167	0	1,768
執行率（％）		#DIV/0!	#DIV/0!	44.8%	84.7%	0.0%	100.0%

補助金の 成果	手 段 に 対する指標 (活動指標)	指 標	老朽危険家屋除却費等助成制度実績数				単 位	件	
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R1	
		15	7	目標	11	8	10	7	
				実績	5	9	0		
			R2	R3	R4	R5	R6	R7	
		目標	12	12	12	15	15	15	
		実績							
		指標の選定理由及び目標値の理由							
		管理不全のため危険な状態にある老朽家屋に関して、所有者による除却を促すことにより、倒壊等の事故を未然に防止することが肝要であるため。							
	目 的 に 対する指標 (成果指標)	指 標	通報のあった老朽危険家屋の解決件数（累計）				単 位	件	
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R1	
		430	7	目標	250	270	290	310	
				実績	254	282	316		
			R2	R3	R4	R5	R6	R7	
		目標	330	350	370	390	410	430	
		実績							
		指標の選定理由及び目標値の理由							
		適正な管理が行われずに倒壊の恐れや火災等の危険がある建物を解決していくことで、区民の安全・安心できる暮らしを確保し、災害に強い安全なまちづくりを進めていく。							
	評価結果		評価についての説明・今後の方向性等						
	改善・見直しのうえ継続		本年度からは、従前から実施してきた「不良住宅を対象とした除却費助成」において「無接道敷地に存する不良住宅」について、より手厚い助成を実施するよう拡充を行う等、随時、利用者のニーズにあった改正等を行い、所有者等による除却の促進を図っていく必要がある。						

課題・問題点
本区だけでなく、国や都も含めて、空き家への取り組みは歴史が浅く、毎年のように新制度の創設や既存制度の拡充等が行われている。本助成事業についても、本年度、都の補助要綱が改正され、拡充に適応することができたため、区費負担を抑えることができた。事業を効果的に執行していくためには、これらに関する情報収集に努め、活用していくことが肝要である。